

墨田区防災待機職員住宅管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年4月1日

墨田区長 山 本 亨

墨田区規則第31号

墨田区防災待機職員住宅管理規則の一部を改正する規則

墨田区防災待機職員住宅管理規則（平成11年墨田区規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条中「総務部副参事（人材育成支援担当）」を「総務部人材育成支援担当課長」に改める。

第12条第1項第2号中「借上单身住宅」を「借上单身住宅及び借上家族住宅」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、その額が5万円を超える場合は、当該住宅の借上げに係る賃借料及び管理費の額から5万円を控除した額

第12条第1項第3号を削る。

第13条第3項中「第3号並びに」を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。